

交流採用に関する取決め書

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第19条第3項の規定等に基づき、防衛省（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、乙所属の [] （以下「丙」という。）の甲への交流採用に関する取決めを締結する。

（交流採用の実施）

第1条 乙は、丙について甲への交流採用を実施するものとする。

（任期）

第2条 丙の任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までとする。

2 甲は、その所掌事務の遂行上必要があると認める場合には、乙及び丙の同意を得て任期を更新することができる。

（任期中の雇用）

第3条 丙の甲への採用に当たって、乙は、丙との間の雇用関係を継続することができるものとする。丙の任期中、乙が丙を解雇する場合、又は丙が乙を退職する場合には、乙はあらかじめ、甲にその旨を連絡するものとする。

2 乙は、丙を、丙の任期中、法人営業企画部市場開拓室所属の地位に就けるものとする。

（復帰）

第4条 丙の任期が満了したときは、丙は乙に復帰するものとする。

（業務の制限）

第5条 乙は、丙の復帰の日から起算して2年間は、丙を次に掲げる業務に従事させてはならない。

- 一 甲に対する行政手続法第2条第3号に規定する申請に関する業務
- 二 甲との間の契約の締結又は履行に関する業務
- 三 甲の乙に対する法令の規定に基づく検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務
- 四 甲に対する折衝又は甲からの情報の収集を主として行う業務

（復帰後における処遇）

第6条 乙は、丙が復帰をしたときは、丙の乙における地位、賃金その他の処遇については、乙の他の従業員との均衡を失すことのないよう適切な配慮を加えるものとする。

(禁止事項)

- 第7条 乙は、丙の任期中、第3条第2項に規定する地位に就く場合を除き、丙を乙の地位に就けてはならない。
- 2 乙は、丙の任期中、丙に対し、賃金の支払その他の給付を行ってはならない。ただし、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令第16条に掲げる給付は除く。
- 3 乙は、丙の任期中、丙を乙の事業又は事務に従事させてはならない。
- 4 乙は、丙の任期中、丙に対し、金銭、物品その他財産上の利益を贈与してはならない。

(不利益処分等の報告)

- 第8条 乙は、丙の任期中に乙又は乙の役員が、乙の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(疑義の決定等)

- 第9条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他)

- 第10条 この取決めを証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年6月22日

甲 防衛省
防衛大臣 岸 信夫



乙 日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博

